

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業

介護職員は最大月額 **1.9万円** (※)相当、
介護職員以外も月額 **1.0万円** (※)相当を、
いずれも6か月分補助します。

賃上げ
支援！

※常勤換算の職員一人当たりの金額。平均的な職員配置を元に設定した交付率を総報酬に乘じて補助します。

以下のステップに沿って申請してみませんか？

① まずは所在地の **都道府県** に届け出ましょう！

申請時点では要件が揃っていなくてもOK！

※指定権者が市区町村でも、申請先は都道府県です。申請様式等は各都道府県のHP等でご確認ください。

② 補助金額に相当する **職員の賃金改善** を行いましょう！

※特にR7年度内に支給を受ける場合、R8.3までに賃金改善等を行う必要があります。申請様式に記載した見込額の賃金改善等を補助金の支給を待たずに行なうこともご検討ください。

③ 以下の **生産性向上等に係る取組の1つ** を行いましょう！

※処遇改善加算を未取得の場合は、以下の取組に加え、処遇改善加算の取得も必要です。

訪問・通所サービス等は

- ケアプランデータ連携システムへの加入



加入のご相談はこちら



施設サービス等は

- 生産性向上推進体制加算の取得



取得要件等はこちら



④ 都道府県の定める期限までに **実績報告** をしましょう！

処遇改善加算や本事業について
不明点がある

賃金配分方法や算定要件について、
専門家と個別に相談をしたい

専用センター

050-3733-0222
受付時間:9:00~18:00(土日・祝日含む)

処遇改善加算 個別相談支援

専門の社労士に無料で個別相談しましょう！
<https://kaigo-shogukaizen.mhlw.go.jp>

